

(別紙)

船員法等関連法令違反船舶所有者(令和5年度第2／四半期(令和5年7月～9月分))

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行 った主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考 (管轄局)
令和5年11月10日	第七十八 宝伸丸	漁船	澤村 真一	北海道 函館市	令和5年7月13日	安全に関する教育・記録の作成 や漁ろう作業に おける個別作業 基準に関する違 反事実を確認し たため。	戒告処分 (船員法第81条(船員 労働安全衛生規則第 5条、11条1項、第57 条第1項)等)	北海道運輸 局

※公表理由: 船員法等の違反に対する累積ポイントが 120 ポイント以上となったため。  
なお、各違反に対する個別のポイントは公表していません。